

令和4年度課税分より 申請を受付

勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除

申請の手引き

本市が過疎地域内の産業の振興を図るために、市の振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度にわたり課税免除が受けられます。（勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例）

適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

課税免除申請期間

毎年1月2日から3月25日まで

I. 固定資産税の課税免除

1. 対象要件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除

対象地域	勝浦市全域 ^{※1}
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ^{※2}
適用要件	<ul style="list-style-type: none">青色申告書を提出する法人又は個人租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける特別償却設備取得価額が500万円以上^{※3}
対象資産 (特別償却設備)	<ul style="list-style-type: none">家屋：建物及びその附属設備のうち直接事業に供する部分償却資産：機械及び装置のうち直接事業に供するもの土地：上記家屋の敷地である土地
免除内容	対象資産の取得に係る固定資産税を3年間課税免除

※1 勝浦市過疎地域持続的発展計画に定められた産業振興推進区域と振興すべき業種。

※2 『情報サービス業等』とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売業、市場調査業。

『農林水産物等販売業』とは、勝浦市全域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業。

『旅館業』とは、下宿業を除く事業。

※3 取得等の価額要件

事業用資産の取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。ただし、土地取得費用は含まない。

対象業種	資本金の額等の規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 ^{※4}	2,000万円以上 ^{※4}
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 ^{※4}	

令和4年度については、令和3年4月1日から令和4年1月1日までに取得等された資産が対象となります。それ以降は毎年1月2日から翌年1月1日までに取得等された資産が対象となります。

※4 資本金の額等が5,000万円を超える法人は、**新設、増設**のみ。

2. 取得等の価額の算定

取得等の価額は、建物(施設)及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬機具並びに工具、器具及び備品のうち、**適用対象事業の用に直接供されるものの取得額の合計額**とする。

資産の種類	取得額算定対象	資産の種類	取得額算定対象
建物	○	航空機	○
上記建物の附属設備	○	車両及び運搬具	○
構築物	○	工具、器具及び備品	○
機械及び装置	○	土地	×
船舶	○		

※直接事業に供することが条件となります。

例 令和3年4月1日から令和4年1月1日までの間に、直接事業に供する『機械及び装置490万円』、『工具10万円』を取得した場合、この工具が直接事業に供されているものであれば、取得価額に算定可能である。

この場合は課税免除の対象となる取得価額が500万円以上となるので、**機械及び装置490万円が課税免除の対象**となる。

Ⅱ. 課税免除の対象となる固定資産（特別償却資産）

1. 家 屋

建物 及び **その附属設備**（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）のうち、直接事業に供する部分に限る。事務所及び倉庫等の直接事業に供しない部分については対象外となります。情報サービス業等についても同様です。

建 物： 製造ラインや関連施設のある工場、機械室などが対象。

その附属設備： ガス設備、給排水設備、消化設備、電気設備、冷房設備 等。

例) 建物の事業用供用部分の判定

建 物 平 面 図 1,000㎡の内 850㎡が対象



2. 償却資産

直接事業の用に供されている **機械及び装置** に限る。

資本金の額等が5,000万円を超える法人については、既存設備の取替え又は更新のために生産設備を新設・増設した場合は、生産能力が従来に比べ、おおむね30%以上増加することが必要となります。

※資本金の額等が5,000万円以下の法人については、生産能力の増加要件はありません。

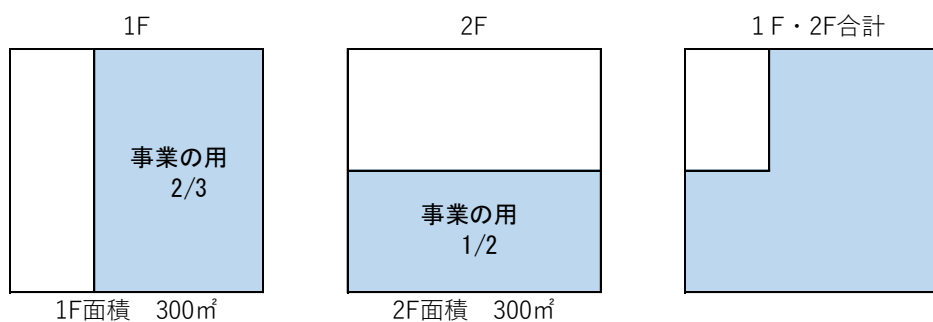
3. 土地

土地 の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の着手があった場合に限る。課税免除の対象となる面積は、建物の垂直投影面積部分となります。

例) 敷地の判定

建物の条件 2階建て 床面積各階 300 m² 総面積 600 m²

直接事業に供している敷地部分: 1階 200 m² 2階 150 m²



敷地面積の計算 1階部 $300 \text{ m}^2 \times 2/3 = 200 \text{ m}^2$

2階部 $300 \text{ m}^2 \times 1/3 \times 1/2 = 50 \text{ m}^2$

対象敷地面積は $200 \text{ m}^2 + 50 \text{ m}^2 = 250 \text{ m}^2$ となる。

Ⅲ. その他

1. 現地調査

申請書類提出後、申請資産内容が書類と一致しているか、市の担当者が必要に応じて現地調査を行いますので立会いをお願いします。

2. 課税免除の決定

申請を受け、市が課税免除の基準に適合すると認めた場合、課税免除の決定通知書を送付し、当該年度の課税額を更正します。

IV. 申請に必要な書類

1. 共通書類

- ① 固定資産税の課税免除申請書【様式第1号】
- ② 資産明細書(家屋、土地、償却資産)【別紙】

2. 添付書類

- ① 業種が確認できる書類(事業所のパンフレット等)
※製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業が確認できる書類
- ② 青色申告書の写し
※直近1年以内のもの
- ③ 資本金の額等がわかる書類の写し
- ④ 事業の用に供した日、取得額、耐用年数が確認できる書類の写し
※法人税法施行規則別表16の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
※所得税青色申告決算書の減価償却費の計算書の写し
- ⑤ 生産能力30%向上を証明する書類の写し(新旧生産能力の確認ができるもの)
※資本金の額等が5,000万円を超える法人が、既存設備の取替え又は更新のために生産設備を新設・増設した場合
※実際の生産高、生産量だけではなく、当該機械のもつ客観的能力が増加したことをいい、仕様書等により確認します。
- ⑥ 土地の売買契約書の写し
※土地の課税免除を受ける場合
- ⑦ 事業所全体の見取り図、機械等の配置図(様式任意)
※申請部分は朱書き
- ⑧ 家屋所有者が確認できる書類(登記簿謄本の写し)
- ⑨ 家屋の事業用供用区分が確認できる図面とその取得額が確認できる資料
※家屋の課税免除を受ける場合
- ⑩ 所有者変更届出書(様式任意:新旧所有者の署名捺印)
※申請により課税免除を受けている者が新たな者へ承継された場合、承継した事実を証明する書類
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

共通書類については、新規申請(1年目)・継続申請(2年目・3年目)を問わず、毎年申請をお願いします。添付書類については、新規申請を行う際に提出してください。

【ご不明な点等問合せ先】

千葉県勝浦市役所 税務課 資産税係

電話 0470-73-6624 FAX0470-73-4283

E-mail : shisan-z@city-katsuura.jp